

子育て支援計画に関する根拠法令及び関連計画について

1 子ども・子育て支援事業計画

根拠	子ども・子育て支援法第61条第1項
内容	市町村は、基本方針に即して、 <u>5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保</u> その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 子育て支援に関するニーズ調査

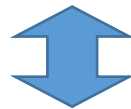
根拠	子ども・子育て支援法第61条第4項
内容	市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向 <u>その他の事業を勘案して作成されなければならない。</u>

3 次世代育成支援行動計画

根拠	次世代育成支援対策推進法第8条
内容	市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、 <u>5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進</u> その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。



<p>文京区子育て支援計画 (文京区次世代育成支援行動計画、文京区子ども・子育て支援事業計画)</p>	
1	子どもの健やかな成長
2	子どもの生きる力、豊かな心の育成
3	地域における子育て支援
4	すべての子育て家庭への支援
5	子どもを守る安全・安心なまちづくり



調和

